

都有財産の取扱いについて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備や運営に資するため、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(組織委員会)等に対して、施設整備や大会等の期間中、都有財産を無償で貸し付ける。

1 無償貸付の背景

- ・ 都は、IOCに立候補ファイルを提出した際、組織委員会に競技会場等を無償で使用させることを保証
- ・ 国は、特別措置法(平成27年6月施行)により、組織委員会及び組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する施設を設置する者に対し、国有財産を無償で使用させることを既に決定
また、(独法)日本スポーツ振興センター(JSC)も、新国立競技場について、組織委員会への無償貸付を予定
- ・ 以上の点を踏まえ、都として組織委員会等に対し、施設整備や大会等の期間中、都有財産を無償で貸付け

2 無償貸付の内容

- ・ 使用用途 : 競技会場、練習会場、選手村、駐車場、その他大会関係施設
- ・ 対象財産 : 都有の土地・建物のうち、知事が使用料等の減免の権限を有するもの(別紙のとおり)
※上記以外の第三セクター等が管理運営する施設については、関係局・関係機関と引き続き協議
- ・ 貸付先 : 組織委員会及びJSC
- ・ 貸付期間 : テストイベント及び大会にかかる工事の準備から大会関連設備の撤去まで
(最長 平成33年3月31日まで 国の特別措置法と同様)

3 今後の予定

- ・ 組織委員会は、江東区の有明北地区の都有地において、平成28年度から有明体操競技場の整備にむけた調査に着手予定
- ・ JSCは、新宿区及び渋谷区の明治公園等の都有地において、今月末から新国立競技場の整備にむけた準備工事に着手予定

無償貸付の主な対象財産について

使用用途	対象財産	貸付先
競技会場	有明体操競技場用地	組織委員会
	有明BMXコース用地	
	海の森クロスカントリーコース用地	
	夢の島公園	
	潮風公園	
	お台場海浜公園	
	新国立競技場用地	JSC
練習会場	具体的な対象財産は 今後決定予定	組織委員会
選手村	選手村用地	
駐車場	具体的な対象財産は 今後決定予定	
その他大会関係施設	具体的な対象財産は 今後決定予定	

(注) 上記は、平成28年1月現在において、組織委員会等への貸付けが見込まれている土地・建物であり、今後、追加・変更となる可能性がある。